

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する 条例等（仮称）案（概要）

I. 具体的な改正内容

1. 訪問系サービス

（1）（介護予防）訪問入浴介護

① 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。（秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年秋田県規則第32号。以下、「居宅規則」という。）（新設）及び秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成25年秋田県規則第33号。以下「予防規則」という。）第36条の2関係）

（2）（介護予防）居宅療養管理指導

① 基本方針を踏まえた居宅療養管理指導の実施と多職種連携の推進

多職種間での情報共有促進の観点から、薬剤師の居宅療養管理指導の算定要件とされている介護支援事業者等への情報提供の方法、内容等について、明確化する。（居宅規則第57条及び予防規則62条関係）

（3）訪問系サービス共通（訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護）

① サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。（居宅規則第26条及び予防規則第36条の8関係）

2. 通所系サービス

（1）通所介護

① 通所介護における地域等との連携の強化

通所介護について、利用者の地域における社会参加活動や地域住民との交流を促進

する観点から、地域密着型通所介護等と同様に、その事業の実施に当たって、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととする。(居宅規則(新設))

② サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。(居宅規則(新設))

(2) (介護予防) 通所リハビリテーション

① サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。(居宅規則第 91 条及び予防規則第 82 条関係)

(3) 通所系サービス共通(通所介護、(介護予防) 通所リハビリテーション)

① 地域と連携した災害への対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が義務付けられている介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。(秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年秋田県条例第 56 号。以下「居宅条例」という。)第 75 条及び秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 24 年秋田県条例第 57 号。以下「予防条例」という。)第 86 条の 3 関係)

② 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3 年の経過措置期間を設けることとする。(居宅規則第 65 条及び予防規則第 79 条の 2 関係)

3. 短期入所系サービス

(1) (介護予防) 短期入所生活介護

① 看護職員の配置基準の見直し

短期入所生活介護における看護職員の配置基準について、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保することを求めることとする。(居宅規則第 92 条及び予防規則第 87 条関係)

(2) 短期入所系サービス共通 ((介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護)

① 地域と連携した災害への対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が義務付けられている介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。(居宅条例第 114 条、第 122 条、第 138 条及び第 146 条並びに予防条例第 102 条、第 113 条の 3、第 119 条及び第 128 条関係)

② 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3 年の経過措置期間を設けることとする。(居宅規則第 114 条及び第 139 条並びに予防規則第 105 条及び第 130 条関係)

③ 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下の見直しを行う。

ア 1 ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね 10 人以下」から「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないもの」とする。(居宅規則第 108 条及び予防規則第 103 条関係)

イ ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。(居宅規則第 108 条及び予防規則 103 条関係)

4. (介護予防) 福祉用具貸与 (販売)

① サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。(居宅規則第 175 条、第 177 条及び第 185 条並びに予防規則第 169 条、第 174 条及び第 180 条関係)

5. (介護予防) 特定施設入居者生活介護

① 地域と連携した災害への対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。(居宅条例第 159 条及び第 168 条並びに予防条例第 151 条及び第 161 条関係)

② 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3 年の経過措置期間を設けることとする。(居宅規則第 154 条及び予防規則第 143 条関係)

6. 老人福祉法関連施設

老人福祉法関連施設の人員配置基準について、人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組を推進するとともに、入所者の処遇や職員の負担に十分留意しつつ、以下の人員配置基準の見直しを行う。

(1) 特別養護老人ホーム

地域密着型特別養護老人ホーム(サテライト型を除く。)において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とする。(秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成 25 年秋田県規則第 12 号。以下「特別養護老人ホーム規則」という。)第 30 条関係)

(2) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム共通

サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養

護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。（秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年秋田県規則第 11 号。以下「養護老人ホーム規則」という。）第 4 条及び特別養護老人ホーム規則第 30 条関係）

7. 介護医療院

① 有床診療所から介護医療院への移行促進

一般浴槽及び特別浴槽の設置を求める介護医療院の浴室の施設基準について、入所者への適切なサービス提供の確保に留意しつつ、介護療養病床を有する診療所から介護医療院への移行を一層促進する観点から、令和 6 年 3 月 31 日までの間に有床診療所から移行して介護医療院を開設する場合は、一般浴槽以外の浴槽の設置は求めないこととする。この取扱いは、当該事業者が施設の新築、増築又は全面的な改築の工事を行うまでの間の経過措置とする。（秋田県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 30 年秋田県規則第 16 号。以下「介護医療院規則」という。）（新設））

8. 施設系サービス共通（養護老人ホーム、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護医療院）

① 介護保険施設の人員配置基準の見直し

従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。（秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年秋田県規則第 34 号。以下「指定介護老人福祉施設規則」という。）第 2 条、秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年秋田県規則第 35 号。以下「介護老人保健施設規則」という。）第 2 条、秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年秋田県規則第 36 号。以下「指定介護療養型医療施設規則」という。）第 2 条、秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年秋田県条例第 55 号。以下「特別養護老人ホーム条例」という。）第 6 条、特別養護老人ホーム規則第 2 条及び介護医療院規則第 3 条関係）

② 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無

資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。（養護老人ホーム規則第14条、指定介護老人福祉施設規則第25条及び第42条、介護老人保健施設規則第26条及び第43条、指定介護療養型医療施設規則第22条及び第37条、特別養護老人ホーム規則第17条及び第27条、秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年秋田県規則第10号。以下「軽費老人ホーム規則」という。）第15条並びに介護医療院規則第28条及び第46条関係）

③ 口腔衛生管理の強化（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームは除く。）

口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。（秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第59号。以下「指定介護老人福祉施設条例」という。）、秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第60号。以下「介護老人保健施設条例」という。）、秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第61号。以下「指定介護療養型医療施設条例」という。）及び秋田県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年秋田県条例第25号。以下「介護医療院条例」という。）（新設）

④ 栄養ケア・マネジメントの充実（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームは除く。）

栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行う観点から、以下の見直しを行う。

ア 現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける（栄養士又は管理栄養士の配置を求める）（指定介護老人福祉施設条例第3条、介護老人保健施設条例第3条、指定介護療養型医療施設条例第3条及び介護医療院条例第3条関係）

イ 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求める。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。（指定介護老人福祉施設条例、介護老人保健施設条例、指定介護療養型医療施設条例及び介護医療院条例（新設））

⑤ 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

施設系サービスにおける個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下の見直しを行う。（指定介護老人福祉施設規則第36条並びに特別養護老人ホーム規則第23条及び第34条）

ア 1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原

則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないもの」とする。

イ ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。

⑥ 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

介護保険施設における施設系サービスの事業者を対象に、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務付ける。その際、6 月の経過措置期間を設けることとする。（養護老人ホーム条例第 17 条、指定介護老人福祉施設条例第 17 条、介護老人保健施設条例第 18 条、指定介護療養型医療施設条例第 17 条、特別養護老人ホーム条例第 17 条、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年秋田県条例第 53 号。以下「軽費老人ホーム条例」という。）第 19 条及び介護医療院条例第 18 条関係）

⑦ 地域と連携した災害への対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が義務付けられている介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。（養護老人ホーム条例第 8 条、指定介護老人福祉施設条例第 15 条、介護老人保健施設条例第 16 条、指定介護療養型医療施設条例第 15 条、特別養護老人ホーム条例第 8 条、軽費老人ホーム条例第 8 条及び介護医療院条例第 16 条関係）

9. 全サービス共通（訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）福祉用具貸与、福祉用具販売、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム）

① 感染症対策の強化

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務付ける。その際、3 年の経過措置期間を設けることとする。

ア 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施（養護老人ホーム規則第 15 条、指定介護老人福祉施設規則第 26 条、介護老人保健施設規則第 27 条、指定介護療養型医療施設規則第 23 条、特別養護老人ホーム規則第 18 条、軽費老人ホーム規則第 16 条及び介護医療院規則第 29 条関係）

イ 訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居住系サービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）等の実施（居宅規則第 21 条、第 65 条及び第 172 条並びに予防規則第 36 条の 3、第 80 条及び第 166 条関係）

② 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。その際、3 年の経過措置期間を設けることとする。（居宅条例、予防条例、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年秋田県条例第 54 号。以下「養護老人ホーム条例」という。）、指定介護老人福祉施設条例、介護老人保健施設条例、指定介護療養型医療施設条例、特別養護老人ホーム条例、軽費老人ホーム条例及び介護医療院条例（新設））

③ ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとする。（居宅規則第 20 条、第 65 条、第 114 条、第 139 条及び第 154 条、予防規則第 36 条の 2、第 79 条の 2、第 105 条、第 130 条及び第 143 条、養護老人ホーム規則第 14 条、指定介護老人福祉施設規則第 23 条、介護老人保健施設規則第 24 条、指定介護療養型医療施設規則第 20 条、特別養護老人ホーム規則第 17 条及び第 27 条、軽費老人ホーム規則第 15 条並びに介護医療院規則第 25 条関係（居宅規則及び予防規則について一部新設））

④ 会議や多職種連携における ICT の活用

運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。（居宅条例、予防条例、養護老人ホーム条例第 17 条、指定介護老人福祉施設条例第 17 条、介護老人保健施設条例第 18 条、指定介護療養型医療施設条例第 17 条、特別養護老人ホーム条例第 17 条、軽費老人ホーム条例第 19 条、介護医療院条例第 18 条、居宅規則第 51 条、第 89 条及び第 148 条、予防規則第 56 条、第 80 条、第 91 条の 2、第 142 条の 2 及び第 166 条、養護老人ホーム規則第 7 条の 2 及び第 15 条、指定介護老人福祉施設規則第 12 条、第 13 条、第 26 条及び第 38 条、介護老人保健施設規則第 13 条、第 14 条、第 27 条及び第 39 条、指定介護療養型医療施設規則第 12 条、

第 13 条、第 23 条及び第 33 条、特別養護老人ホーム規則第 8 条の 2、第 18 条、第 23 条の 2 及び第 32 条、軽費老人ホーム規則第 8 条の 2 及び第 16 条並びに介護医療院規則第 14 条、第 15 条、第 29 条及び第 41 条関係（各条例について一部新設）

ア 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

イ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

⑤ 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。（居宅条例、予防条例、養護老人ホーム条例、指定介護老人福祉施設条例、介護老人保健施設条例、指定介護療養型医療施設条例、特別養護老人ホーム条例、軽費老人ホーム条例、介護医療院条例、居宅規則、予防規則、指定介護老人福祉施設規則、介護老人保健施設規則、指定介護療養型医療施設規則及び介護医療院規則（新設））

⑥ 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する。（居宅条例、予防条例、養護老人ホーム条例、指定介護老人福祉施設条例、介護老人保健施設条例、指定介護療養型医療施設条例、特別養護老人ホーム条例、軽費老人ホーム条例、介護医療院条例、居宅規則、予防規則、指定介護老人福祉施設規則、介護老人保健施設規則、指定介護療養型医療施設規則及び介護医療院規則（新設））

⑦ 運営規程等の掲示に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。（居宅規則第 22 条及び第 173 条、予防規則第 36 条の 4 及び第 167 条、指定介護老人福祉施設規則第 28 条、介護老人保健施設規則第 29 条、指定介護療養型医療施設規則第 25 条、軽費老人ホーム規則第 18 条並びに介護医療院規則第 31 条関係）

⑧ 高齢者虐待防止の推進

障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

(居宅条例第2条、第15条、第32条、第48条、第56条、第64条、第73条、第98条、第111条、第120条、第135条、第144条、第157条、第166条及び第175条、予防条例第2条、第31条、第46条、第55条、第63条、第86条、第99条、第108条、第125条、第134条、第149条、第159条及び第169条、養護老人ホーム条例第2条及び第7条、指定介護老人福祉施設条例第2条、第13条、第19条及び第24条、介護老人保健施設条例第2条、第14条、第20条及び第26条、指定介護療養型医療施設条例第2条、第13条、第19条及び第23条、特別養護老人ホーム条例第2条、第7条、第18条及び第19条、軽費老人ホーム条例第2条及び第7条並びに介護医療院条例第2条、第14条、第20条及び第26条関係（各条例について一部新設）

⑨ CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームは除く。）

全てのサービスについて、CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。(居宅条例第2条、予防条例第2条、指定介護老人福祉施設条例第2条、介護老人保健施設条例第2条、指定介護療養型医療施設条例第2条及び介護医療院条例第2条関係)

10. その他所要の改正

1から9までのほか、その他所要の規定の整備を行う。

II. 根拠条項

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第2項、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第2項、介護保険法（平成9年法律第123号）第74条第3項、第78条の2の2第2項、第78条の4第3項、第81条第3項、第88条第3項、第97条第4項、第111条第4項、第115条の4第3項及び第115条の14第3項

III. 施行期日

令和3年4月1日（予定）